

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 需 要 場 所
- ①加古川水系広域農業水利施設総合管理所庁舎及び呑吐ダム
(兵庫県三木市志染町三津田1525)
 - ②川代ダム管理所庁舎及び川代ダム
(兵庫県丹波篠山市大山下字大下ノ坪353-1)
 - ③鴨川・大川瀬ダム管理所庁舎及び大川瀬ダム
(兵庫県三田市大川瀬字荒神釜1457-32)
 - ④鴨川ダム管理分室庁舎及び鴨川ダム
(兵庫県加東市黒谷1197-23-1)
 - ⑤糶屋ダム管理所庁舎及び糶屋ダム
(兵庫県多可郡多可町中区糶屋字黒木山677-7)
- (2) 業種及び用途 官公署(事務所)

2. 仕 様

発注者に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が50%を満たすこと。また、その環境価値について、各需要場所に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

*参照:「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- (1) 供 給 電 気 方 式 交流3相3線式
- (2) 標 準 周 波 数 60ヘルツ
- (3) 供給電圧(標準電圧) 6,000ボルト
- (4) 計量電圧(標準電圧) 6,000ボルト
- (5) 受 電 方 式 常時受電方式(1回線のみ)
- (6) 契約電力受電設備容量 ①450kVA ②300kVA ③375kVA
④100kVA ⑤100kVA
- (7) 予 定 契 約 電 力 ①70kW ②37kW ③76kW
④20kW ⑤33kW
(ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
- (8) 予 定 電 力 使 用 量 ①409,000kWh ②94,000kWh
③272,000kWh ④56,000kWh
⑤ 97,000kWh
(使用期間の予定使用電力量は別紙2を参照のこと。)

(9) 予 定 力 率 力率は以下のとおり予定する（別紙2参照）

①99% ②100% ③97% ④94% ⑤98%

3. 契約期間

- ①自 令和9年 1月 1日0:00 から 至 令和9年12月31日24:00
- ②自 令和9年 1月22日0:00 から 至 令和10年 1月21日24:00
- ③自 令和9年 1月 1日0:00 から 至 令和9年12月31日24:00
- ④自 令和9年 1月 1日0:00 から 至 令和9年12月31日24:00
- ⑤自 令和9年 1月 2日0:00 から 至 令和10年 1月 1日24:00

4. 電力量の検針

- (1) 自 動 検 針 装 置 ①、②、③、④、⑤有り
- (2) 電力会社の検針方法 ①、②、③、④、⑤自動検針

5. 需給地点

①、②、③、④、⑤各施設構内の開閉所内高圧気中開閉器の電源側接続点とする。

6. 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

7. 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

8. 請求に係る料金の算定、再生可能エネルギー電気の確認資料について

- (1) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。
- (2) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円としその端数は切り捨てることとする。
但し、消費税等相当額を加算する場合は、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てることとする。
- (3) その他燃料調整単価等（公的な機関が発表している数値による調整方法に限る。）については、料金に加算又は減算する。
- (4) 力率は、その月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。
単位はパーセントとし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントとする。）
力率となる平均力率の算定は次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

- (5) 受注者は契約期間における電力供給終了後、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙3を発注者に提出することとし、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙3提出後、発注者及び受注者の協議により定めた期間内に提出すること。

なお、提出された証書の写しに記載されている情報が仕様を満たしていない場合、受注者は、仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを発注者に提出する等により補修すること。

ただし、発注者による最終月分に係る請求額の支払手続については、別紙3の提出後に行うこととする。

9. 燃料費調整その他

力率の変動、燃料費等その他の要因による電気料金の調整及び契約書に定めのないその他の供給条件については、受注者が別途定める電気供給約款によるものとする。

なお、応札金額の算定にあたっては、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

10. 環境配慮のチェック・要件化

受注者は、物品・役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

11. そ の 他

- (1) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、別紙1「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に記載の条件を満たすこと。
- (2) 停電にかかる割引については、別途落札者と協議により決定する。
- (3) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。